

環境懇話会提言書

松阪市環境懇話会

提言にあたって

この懇話会は、これまでの松阪市における環境にかかわる施策の成果と大きく変化してきた「環境」の状況を踏まえ、循環型社会の形成と公園都市の創造をめざして、環境問題にいかに取り組むか、そのために何が必要かについて検討してきました。

自然環境はもとより歴史的・文化的な建造物や遺跡を含めて、それを守りさらには創り出していくことは、わたしたち松阪市民の生活をより豊かにしてくれるものと考えております。環境の保護・管理・創造は、行政にのみ依存するのではなく、市民一人ひとりの日常的な生活の仕方や事業所での取り組みをとおした協力も不可欠です。幸い、「松阪市環境懇話会」が設けられ、現在から将来までの松阪市の環境について、学び、考え、意見を交換することができました。

提言書の骨格は、「懇話会の基本的な考え方」、「提言」、「市域の環境における現状評価」から成り立っています。環境を自然環境、生活環境、快適環境および地球環境に区分しています。提言は、「人も生き物もおいしく感じる水を守っていく」、「自然と共生する都市（まち）の実現」、「20年・30年先の松阪市の姿を考え行動する力を育てる」、「松阪らしさを引き継ぎそして伝えていく」、「松阪市民であるとともに地球人である意識を持った行動を」および「環境を守り育てていくためのきまりと仕組みをつくる」という6つの視点から行われています。

松阪市は将来、その市域を広げることが予想されます。その場合には、市域に占める森林面積が70パーセントというわが国のひとつの縮図となり、ますます環境問題への対応は避けてとおることができません。わたしたちの人工的な生活と自然環境とをいかに調和させるかは大きな課題になるものと考えられます。

本懇話会で熱心に討議され、まとめられた提言をきっかけとして、市民・事業所・行政の密接な連携と協働のもと、環境条例の制定、環境基本計画の策定、さらに具体的な施策など政策課題における環境問題の優先順位を高めながら、着実に取り組まれることを切に望みます。

平成15年3月

松 阪 市 環 境 懇 話 会

座 長 寺 本 博 美

目 次

懇話会の基本的な考え方

【設置の背景】	1
【環境の範囲】	1
【対象とする地域】	1
【対象とする時間】	2
【主体】	2
【アンケート調査】	2

提 言

人も生き物もおいしく感じる水を守っていく ～健全な水循環の回復と維持～	3
自然と共生する都市（まち）の実現 ～多様な自然環境の保全および回復と動植物の保護～	6
20年・30年先の松阪市の姿を考え行動する力を育てる ～環境教育の充実～	8
松阪らしさを引き継ぎそして伝えていく ～快適環境の確保～	11
松阪市民であるとともに地球人である意識を持った行動を ～生活環境から地球環境の保全まで～	13
環境を守り育てていくためのきまりと仕組みをつくる ～環境基本条例と環境基本計画の必要性～	15

市域の環境における現状評価

1．自然環境	1 6
2．生活環境	2 0
3．快適環境	2 2
4．地球環境	2 4

参考資料

1．松阪市環境懇話会委員	2 6
2．松阪市環境懇話会設置要綱	2 7
3．松阪市環境懇話会協議経過	2 9

懇話会の基本的な考え方

【設置の背景】

肥沃な伊勢平野の中央部に位置する本市は、西に堀坂連峰を控え、東に広がる伊勢の海から恵みを受ける豊かな自然環境の中、人と自然がうまく共存し発展してきました。しかし、近年の環境問題は、従来の産業公害から都市・生活型公害へとその姿を変えるとともに多様化しており、今までの行政主体の規制中心の施策だけではなく、市民や市民団体、事業者を含めたすべての者が協力協働して環境保全に取り組む必要が生じています。

このことにより、松阪市環境懇話会が当市の環境の現状と問題点を話し合い、市民の立場から本市の良好な環境の実現に向けて、提案・要望する目的で設置されました。

【環境の範囲】

「環境」という言葉は、自然環境だけでなく、生活環境、快適環境、職場環境などのように社会環境も含めて、いろいろな意味合いで使われています。

懇話会では、新松阪市総合計画において目標とする松阪市の都市像である「歴史と文化のいきづく公園都市“松阪”」の実現を前提に、「環境」について以下のように範囲を定めています。

分野	具体的な環境の要素
自然環境	海・川・山、動植物、人工的自然物（水田、畑）など
生活環境	典型7公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下）、都市・生活型公害、有害化学物質、廃棄物など
快適環境	歴史・文化遺産、公園・緑地、景観、バリアフリー、まちの美化など
地球環境	地球温暖化、オゾン層の破壊、森林伐採、酸性雨、ダイオキシンの発生、省エネルギー、新エネルギーなど

【対象とする地域】

懇話会においては、基本的に当市の行政区域全体を対象地域としました。特に、それぞれの地域における環境特性を深く考える必要がある時には、市域を次の4つの地域に分けています。

また、地球環境問題など市域を越えて取り組まなければならない問題に

については、市域の枠にとられないものとしています。

地域別	地 区 名
市街地	本庁管内（大口地区を除く）
海岸部	大口、港、松ヶ崎、西黒部、東黒部
平野部	神戸、松江、朝見、機殿、花岡、漕代、櫛田、徳和
山間部	伊勢寺、松尾、阿坂、宇気郷、大石、茅広江、射和、大河内

【対象とする時間】

現在の環境だけでなく、将来世代にわたる環境も視野に入れるものとします。

【主体】

主体は、本市で活動するすべての市民、市民団体、滞在者、事業者、行政とします。各主体が自らの日常生活や事業活動を見直し、それぞれの責務を自覚しお互いに協働して取り組むことを基本とします。

【アンケート調査】

松阪市と協働して環境に関するアンケート調査を実施しました。本調査結果も踏まえて提言を行います。

（アンケート調査の対象）

- ・市民アンケート調査.....無作為抽出した3,000人の市民
- ・事業所アンケート調査...公害防止協定締結事業所等市内209事業所
- ・小学生アンケート調査...第一・第二・第三・東黒部・松ヶ崎・港・南・射和・阿阪小学校の5・6年生（計267人）
- ・中学生アンケート調査...大江・西・東部・殿町中学校の1・2年生（計475人）

人も生き物もおいしく感じる水を守っていく

～健全な水循環の回復と維持～

具体的な取組

森林の適正な管理

広葉樹林地の保全と回復

農薬や化学肥料の適正な管理および使用

工場・事業所における規制・指導の徹底及び自主的取り組みの促進

公共下水道の早期整備と合併処理浄化槽の普及と適正な維持管理

水辺の再生をとおした水とのふれあいの場の確保

水生生物への影響にも留意した近自然工法による海・河川の整備

本市の大気および水の汚染状況は、横ばいあるいは緩やかな改善傾向にあります。市域の人口は増え続けていることを考えると、汚染の防止対策は一定の成果をあげているといえます。

数値の上では、空気や水はきれいになりつつあります。しかし、アンケート調査結果では、水に対する現況評価が極めて低い結果となりました。

当市の主要漁業の一つであるあさり貝の漁獲量の推移を例にとっても、昭和50年から平成3年頃までは、年間3,000トン以上も捕れた年も多くあったのに対し、近年その漁獲量は確実に減少しています。このことは、海や川の底（底質）の状態を含めた漁業環境が水のデータが示す程改善していないことを表しています。

また、「未来に残すべき特色のある松阪市の環境に関わる資源」として、豊かな水資源をあげる市民が最も多く、「よりよい環境をつくっていくための施策で重要と思われるもの」の問いには、河川・水辺の保全をあげる市民が50%近くを占める結果となりました。このことは、かつての豊かな水環境を再び取り戻したい。そして、この水環境を松阪の誇りとしたいと思っている市民が多いことを表すものであると考えます。

このことから、本市の自然環境を考える時、単に水をきれいにするこ

だけではなく、人間を含めたすべての生き物がおいしく感じる水を守っていく必要があると考えます。

このためには、水の流れを全体的に捉えて考える必要があります。それが水循環という考え方です。自然の水循環は、一般に、森林、農地、宅地などへの降雨が土壌に保水されつつ、地表水および地下水として相互にやりとりしながら徐々に流下し、河川及び海域に流入し、また、それぞれの過程で大気中に蒸発して再び降水となる連続した水の流れです。

このような自然の水循環は、人の生活や自然の営みに必要な水量の確保、水質の浄化、多様な生態系の維持などさまざまな機能を有しています。

しかし、都市への急激な人口の流入や産業の集中と都市区域の拡大、産業構造の変化、過疎化の進行など社会経済活動の変化を背景として、水循環系が急激に変化し生態系への悪影響、水質汚濁、親水機能の低下などの問題が発生しています。

この水循環を回復させるために、まず留意しなければならないのは森林です。市域には、堀坂山や白猪山などに代表されるように豊かな山々が広がっています。しかし開発などによる森林地域の減少や人工林の手入れ不足が同地域の荒廃につながり、涵養機能の低下の原因になっています。水循環を考えるうえで森林地域が持つ役割は大きく、森林の適正な管理が求められます。それに加え、森林の大部分は針葉樹であることから、この針葉樹を広葉樹に変えていくことで、自然による水の浄化作用を助長するとともに、そこに住む動植物にもやさしい環境を作りだすものと考えます。

また、農地に関して、開発による田畑の減少は、それ自体の涵養能力を低下させ、過剰施肥や不適正な農薬の使用は、土壌汚染や水質汚濁を引き起こし、水循環における浄化能力の低下をまねく結果となっています。このことから、農地の適正な管理・保全と農地利用における土壌汚染や水質汚濁の防止の対策を講じることが求められます。

工場排水に関しては、工場・事業所等に対する規制・指導の徹底とともに、自主的な取り組みの促進を求める対策を講じることが必要です。海・河川の水質汚濁の主たる原因である生活排水に対しては、公共下水道の早期整備、合併処理浄化槽の普及と適正な維持管理などの水質汚濁の防止対策を今以上に推進していく必要があります。

それらに加え、水が本来持つ人の心を癒す「審美的機能」を生かすべく、海・川辺に市民が水と親しめる空間を作ることも大切であると考えます。特に、本市にとって水の流れと歴史、文化遺産を組み合わせた都市環境の整備は、個性ある町並みをつくる上で非常に重要であると考えます。

公共工事のあり方に関しては、「近自然工法」の技法を取り入れた河川改修工

事の実施を求めます。

今までの河川の改修は等流（等しい流れ）を目指して工事が行われてきました。その結果、安全と経済的な発展を得ることはできましたが、川辺に住む多くの生き物を失う結果となりました。川の中では、陸地と水辺との境界線、流れの早いところと緩いところの境界線、この流れの境界線の水の底では、流れの速度によって堆積する玉石、砂利、砂という境界線ができます。この境界線があることで、多様な生き物が棲み分けをしています。これまでの河川改修では、この境界線をコンクリートで固めてより単調な直線状にして流域の住民の安全を確保してきました。

これに対し、近自然工法とは、河川改修などの整備を行うにあたり、人間中心に自然を開発してきたものを、自然に配慮したやり方に考えていこうという土木技術です。このような近自然工法による海・河川の改修や整備が健全な水循環を回復させるうえで大きな役割を果たすものと確信します。

健全な水循環を回復し維持していくためには、水が流れる「山」「川」「海」のそれぞれの過程を一体的に考えることが、取り組みをより効果的に行うことができると考えます。このことより、「山」「川」「海」を一貫して考える意識付けを行う啓発活動を実施していくことを求めます。

自然と共生する都市（まち）の実現

～ 多様な自然環境の保全および回復と動植物の保護～

具体的な取組

市街地中心部における緑のオープンスペースの創出
土地利用、施設整備における自然環境への配慮
自然とのふれあいの場や機会の確保
動植物の生育・生息状況に関するマップの作成とその保護活動の推進

自然環境に恵まれている本市は、市民一人あたりの公園緑地面積も国・県の平均を上回っており、身近に自然に触れることができます。しかし、主要な公園の多くは平野部や山間部などの郊外地域にあり、市街地には少ない状況です。現状では、市街地に住む人にとっては、身近に自然と触れる機会は充分ではないといえます。

本来、都市（まち）は、「自然」を開発しながら、便利で効率的な人間生活のために人工的に創造され発展してきました。本市においても、今までの自然環境のあり方は、市街地ではなく郊外地域を中心として考えられてきました。

その意味においては、「自然」は「都市」と対立関係にあるものとして扱われる場合もあり、結果として大都市では緑の減少や、ヒートアイランド現象、都市洪水など様々な問題を抱えることになりました。

ここにおいて、「公園都市」という本市の都市像の実現を考える時、これからの「都市」と「自然」は、お互いに利益を分けあって共に生かすこと（共生）を基本として都市整備を進めていくことが必要であると考えます。そのためには、市街地に緑のスペースを増やすことや、施設等の設置時には自然環境に配慮し、都市機能を損なわずに自然空間をバランスよく配置することが重要であると考えます。

また、自然と共生することは、自然空間を単に設けるだけでなく、私たち市民が本市の自然についてより深く理解することも大切です。その意味にお

いて、郊外地域の自然環境は重要な役割を果たすものであると考えます。

環境庁（現環境省）では、環境基本計画（平成6年閣議決定）のなかで、日本の国土を自然的条件に応じて「山林」「里地」「平地」「沿岸地域」という4つの地域に分け、それぞれの地域の特성에 応じて多様な自然環境を体系的に保全することとしています。このうち「里地」は人口密度が比較的 低く、人間の働きかけを通じた二次的自然が多い地域とされており、雑木林や田んぼ、小川といった身近な自然に恵まれたところ です。郊外地域の自然環境は、まさにこの「里地」であるといえ ます。

この「里地」は、自然保護地帯でもなく制度的に明確な規定を備えていないことから、諸開発や過疎化が進み「里地」のかつての姿が失われつつあります。このことから、「里地」の豊かな自然環境を守るとともに、自然と触れ合う場として活用することを通して「里地」と「都市」がお互いを支え合う関係となる必要があると考えます。

それとともに、菟川（はらいがわ）のタナゴ類や阿坂神社境内林に生息するムササビやサツマニシキなど、郊外地域には貴重な動植物も生息しています。これらは、市民にもあまり知られていないのが現状です。また、メダカをはじめとする身近な存在と考えられていた生き物にも、絶滅の危機が生じています。

このことから、郊外地域の自然環境を保全するためには、まず、そこに住む動植物の現状を市民にも見やすい「マップ」にして情報提供し、これらの動植物の保護活動を推進することを求めます。

また、これらの生き物が住む生息地も、水辺や湿地、森林や草地など多岐にわたります。これら個々の自然環境の集まりが、一つの大きな自然環境を作り上げるのであり、それぞれの自然環境に着目した保全の施策を講じていくことが必要であると考えます。

提 言

20年・30年先の松阪市の姿を考え行動する力を育てる

～環境教育の充実～

具体的な取組

総合学習の時間等を活用した環境教育の一層の推進
環境マネジメントシステムを活用した環境教育の充実
家庭や地域で話し合いのできる機会の提供
公民館・地区市民センター活動における環境教育の充実
環境に関するイベント・セミナーの開催

今日、環境問題のグローバル化に伴い、環境教育への関心は以前にも増して高まってきています。そもそも「環境教育」という言葉が定着したのは、1980年代からといわれています。環境庁（現環境省）は86年に環境教育懇談会を設け、環境教育を環境行政の一つの柱として位置づけています。この懇談会の報告では、「環境教育とは、人間と環境のかかわりあいについて理解と認識を深め、責任ある行動がとれるよう国民の学習を推進することである。」と環境教育を定義づけています。

三重県においても、環境教育を学校、地域等において具体的に進めるため、その中期長期的方針、推進方策等の基本的事項を検討する目的で平成2年に「三重県環境教育懇談会」が設置され、翌年に「三重県環境教育基本方針」が策定され環境教育の推進に力を入れてきました。

今回のアンケート調査では、全体を通して小・中学生の環境保全に対する意識の高さ、特に小学生における環境への関心の深さを示す結果となりました。このことは、いままでの環境教育が一応の成果として表れたものであると考えます。

学校教育においては、本年度より教科の枠を超えた学習などができる「総合的な学習」が新たに設けられました。「総合的な学習」は、現代的な課題を対象にし、体験活動を重視した、教科の枠を超えて行う学習であり、生徒が

自らの興味や関心に基づく課題を見つけ、自ら考え、自ら教え、主体的に判断しよりよく問題を解決する資質や能力を育てることをねらいとした授業です。

例えば、「めざせピカピカ中の川」を活動のテーマとした東黒部小学校での中の川の浄化の取り組みや、東部中学校における松名瀬海岸についての状況調査や清掃活動などは、いずれも「総合的な学習」の時間を活用して進められています。学校教育における環境教育の一層の推進を図るため、この「総合的な学習」を積極的に活用することを求めます。

授業での環境教育に加え、学校全体で環境保全の取り組みを推進していく動きも盛んになってきています。その一つが環境の国際規格である ISO 14001 の認証取得です。

ISO 14001 の目的は、企業や団体が自主的に環境対策を取り、環境汚染を軽減していくことにあります。市内の学校においても、三重高等学校、松阪商業高等学校、松阪工業高等学校などが認証取得しています。また、市内の公立小・中学校では、ISO 14001 の環境マネジメントシステムを参考とした「学校 ISO」の取り組みを行っています。

環境マネジメントシステムは、P (Plan : 計画) \ D (Do : 実行) \ C (Check : 測定・評価) \ A (Action : 見直し) を基本とする PDCA サイクルを回すことにより、環境負荷を継続的に改善していくシステムです。このシステムを活用した環境教育の推進も重要であると考えます。

また、海外における学校教育の現状に目を向けると、ドイツのフライブルク市の小学校においては、子供たちに「ごみの発生を避ける」ことと子供たちを結びつけるものとして、ミミズを使った環境教育をしています。教室内でミミズを飼い、弁当などの残りをミミズに与える。ミミズがそれを分解し、自然に返す。つまりミミズが食べられないもの（分解されないもの）をつくってはいけない。このような教育の結果、子供たちが買い物に行ったとき「ミミズが喜ばないから、こんなふうに包装されている物は買ってはだめだよ」と親の意識まで変革させることに成功しました。

この教育の本来の目的は「心からの教育」と「行動の変革」です。学校教育における環境教育の充実の上に、家庭・地域が一体となった日常生活での取り組みが重要であり、家庭や地域で環境について話し合う機会を提供することが求められます。

ところで、今回のアンケート調査では、子供たちの環境に関する意識の高さとともに、大量生産・大量廃棄のライフスタイルに慣れ親しんでしまった大人に対する環境教育の必要性を再認識する結果となりました。

生涯学習のニーズの高まりを背景に、公民館・地区市民センターにおける

講座の中で環境に関するテーマがとりあげられていますが、参加者も限定した人になっているのが現状です。このため、公民館・地区市民センター活動においては、より幅広い年齢層の参加者を得るべく、対象者や地域の実態に即して行う必要があります。

現状では学習する機会が充分でない大人たちに対しては、さまざまな方法で簡単に環境に関する情報に触れることが、環境に関心を持つ動機付けにつながるものであると思われます。そのためにも、環境に関するイベントやセミナーの開催を通じて簡単に参加できる場の提供を求めます。

今日の環境問題は、多岐にわたり複雑で世代を越えて将来にわたって影響がでることが懸念されています。身近なところから環境教育を始めることも大切ですが、20年・30年先の私たちの都市（まち）の姿を考え実践することが、環境教育の意義をさらに高めてゆくと確信します。

提 言

松阪らしさを引き継ぎそして伝えていく

～ 快適環境の確保～

歴史的建造物の保存と活用
景観に配慮したまちづくりの実現
地域環境美化の推進
交通・公共施設などのバリアフリー化の推進

懇話会では、「自然環境」、「生活環境」に加え「快適環境」についても議論を深めてきました。「快適環境」とは、自然や施設、歴史・文化伝統などが互いに他を活かし合うようにバランスがとれ、その中で生活する私たち人間との間に調和が保たれている場合に生じる好ましい感覚をいいます。快適環境を確保するためには、「空気」や「水」、「動植物を含む自然」などの基本的要素の上に、さらに地域性に合致したまちとしての個性が加わる必要があります。また、「快適環境」は他人が快適と感じるよりは、そこに実際に住む人が感じるものであり、その意味では極めて主観的なものであるといえます。それゆえに、これらの要素に加え、都市としての利便性も兼ね備わっていなければなりません。

歴史・文化に関しては、本市には数多くの歴史・文化遺産があります。これらを保存し活用することは、現在の私たちの生活を内面から豊かにし「未来」の可能性を拓くことができるものと考えます。

これらの歴史的建造物は、この地の「過去」の生活の積み重ねのうえ、その生活様式に適合したものであるといえます。そこには、豊かな想像力と進取の精神に富んだ先人たちの生きざまが色濃く残っています。

「現在」に生きる私たちはこれら「過去」の生活を知り、そこで生活する先人の息吹を感じとることで、将来の世代に伝えてゆくべき松阪のアイデンティティを確立し、他の都市にはない松阪らしさを引き継ぎ伝えていくこと

ができると思います。そして、これらの歴史的建造物を点にとどめるのではなく、ネットワークによって面としてその保存と活用を考えることが、個性ある町並みをより強く表現できると考えます。そのためには、この地域全体の景観形成に関する施策の実施を求めます。また、市街地から松阪インターチェンジに至るアクセス道路沿いに広がる美しい山並みや、田園風景をはじめとする優れた自然景観を保全し活用することも重要であると考えます。

地域美化に関しては、ごみの不法投棄やポイ捨ての防止、地域での美化活動を支援するしくみづくり、ごみの持ち帰り運動を推進することを求めます。

本市におけるバリアフリーに関する取り組みは、まだ始まったばかりであり今後さらに充実していくものと思われます。交通に関しては、自動車を主たる移動手段として利用する本市の交通事情から、中心市街地だけを考えても歩道の狭さや歩車道未分離など往々にして「歩く」ことに対する配慮が欠けている状況です。このような問題は、大都市よりも中小都市で多く指摘されており、この問題を解消するべく歩道の段差の解消や障害物の撤去をはじめとした交通バリアフリー化の一層の推進を求めます。

また公共施設に関しても、「交通の便が悪い」、「階段や段差が多い」、「案内表示が見にくい」など障害者や高齢者の日常生活行動を妨げる様々な障壁があると思われます。この点を解消すべく大型店舗などの民間施設も含めたバリアフリー化も同時に進めていく必要があります。

それに加え、バリアフリーの考え方を一歩すすめて、障害の有無、年齢、性別、国籍にかかわらず、すべての人が利用しやすいことを考えて製品、建物、環境をつくる「ユニバーサルデザイン」の考え方を積極的に取り入れることも重要であると考えます。

提 言

松阪市民であるとともに地球人である意識を持った行動を

～生活環境から地球環境の保全まで～

具体的な取組

都市・生活型公害に対する市民モラルの向上
ごみを出さないライフスタイルの確立
省エネルギーの取り組みの徹底と新エネルギーの利用促進
地球温暖化防止に向けた取り組みの強化
環境保全活動への支援と地域環境リーダーの育成

近年、従来の産業公害に関する苦情が減りつつある中で、楽器の音やカラオケなどによる生活騒音、また飼い犬の糞の不始末、野焼きや空き地の雑草などの都市・生活型公害における苦情は依然として多く、全体に占める割合も高くなっています。これらの問題は規制によってのみ解決することが難しく、市民のモラルの向上が求められます。

また、最も身近な環境問題であるごみの問題に関しては、分別の徹底によるごみの資源化への取り組みに加え、ごみを出さないライフスタイルの定着が求められます。今後は、フリーマーケットやリサイクルショップの積極的な活用、買い物袋の持参などの取り組みを徹底していく必要があります。

産業に関しても、製品を作り出し、その製品を利用する従来の産業である「動脈産業」から、この動脈産業によってできた廃棄物をリサイクルする産業である「静脈産業」が注目されています。廃棄物ゼロ（ゼロエミッション）の生産システムを構築するうえで静脈産業は大きな役割を果たすことから、これらの産業の育成に向けた施策の実施を求めます。

このように、日常生活における市民の取り組み、産業構造の変革に向けた企業の取り組み、そしてこれらを支える行政の取り組みが一体となり、「循環型社会」の形成に向け一層の努力を重ねることが必要であると考えます。

一方で、地球規模での環境問題について、アンケート調査ではすべての世代で、「地球温暖化」に対する関心の高さを示す結果となりました。

地球温暖化は人類の生存基盤さえも脅かしかねない深刻な問題です。この解決のためには、世界中の全ての人々が協力し、世代を越えて取り組んでいかなければなりません。しかし、この問題を解決していくには、先にあげたごみ分別の徹底や日常生活における省エネルギーへの取り組み、そして、太陽光発電などの新エネルギーの活用など、日頃から地球環境に配慮した生活を心がけることが大切です。

このように、生活環境と地球環境の問題は密接に関わっており、私たち一人ひとりが主体となって取り組んでいくことが重要であると考えます。それに加え、環境保全活動を推進する市民団体も重要な役割を果たしています。

このことより、市民が主体となった計画づくりを行うとともに、市民団体が活発に活動できるための支援制度の充実や、地域単位での取り組みを促進させるための地域環境リーダーの育成が必要であると考えます。

提 言

環境を守り育てていくためのきまりと仕組みをつくる

～環境基本条例と環境基本計画の必要性～

今日の環境問題を解決していくには、従来からの排出規制などの規制措置だけでなく、行政、市民・市民団体、事業者が協働して取り組むべき問題であるといえます。それぞれのパートナーシップのもと、松阪市の環境はどうあるべきなのか、どのような目的・理念のもとにそれぞれが行動していくべきなのかを示すきまりをつくり、お互いが一つの方向に向かって環境保全を推進していくことが必要です。そのためにも、「環境基本条例」を制定し、松阪市の目指すべき環境像を掲げ、それぞれが果たすべき役割を明確にしたうえで、環境保全や都市景観、ごみ減量などの個別の施策を展開していくべきであると考えます。

また、今日の環境保全に関する施策手段は、従来の規制措置に加え経済的措置、施設整備、環境教育、環境保全活動の支援など広範囲にわたっています。また、具体的な施策の実施においては、生活環境、自然環境といったこれまでの枠組みを超え、環境そのものを総合的にとらえて施策を講ずることが必要となっており、これらを円滑に推進するためには、こうした多種多様な施策に対し有機的連携を保ちながら進めていくことが求められます。

それとともに、環境ホルモンに代表されるように、今日の環境問題は将来世代にもわたる時間的な広がりを持つものとなっており、長期的な視点で対策を考える必要性が生じてきています。そして、先に述べた行政、市民・市民団体、事業者の各主体の取り組みを総合的な視点で促進することが必要となってきました。

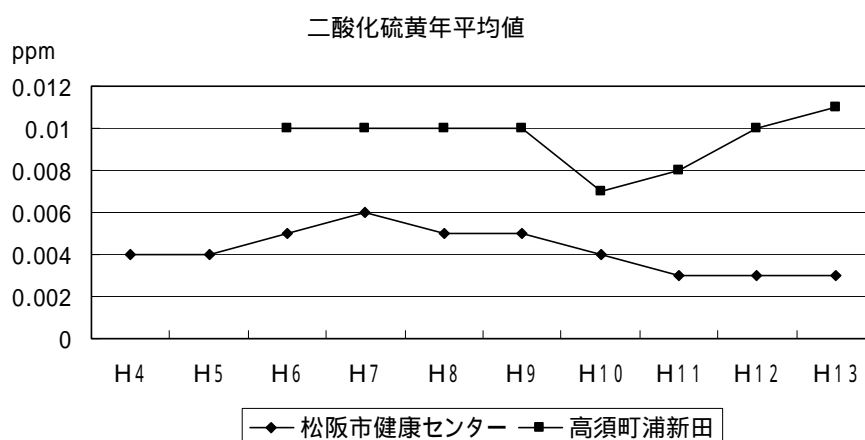
このことにより、「新松阪市総合計画」の基本構想を基にして、環境保全施策の総合的、計画的な推進のための中心的な仕組みである「松阪市環境基本計画」の策定が必要であると考えます。また、本計画の推進にあたっては、すでに運用している環境マネジメントシステムと連携して、効率的に進めるよう求めます。

市域の環境における現状評価

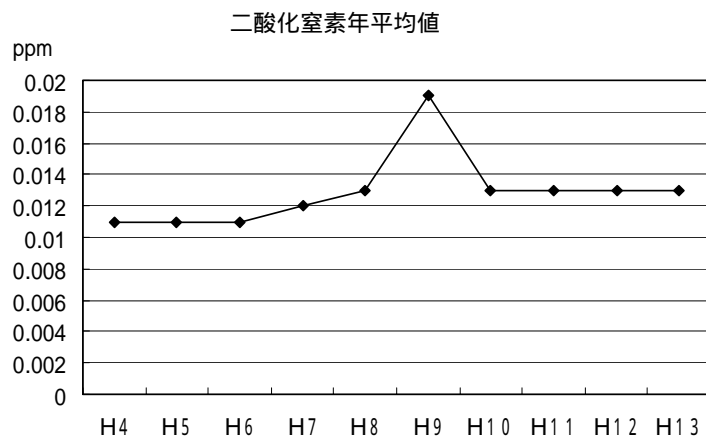
1. 自然環境

《大気》

大気に関して、産業公害の主な原因であった二酸化硫黄、自動車の排ガスに含まれる二酸化窒素とも、過去10年間において環境基準（長期的評価）を満たしています。また、年平均値における推移状況では、急激な悪化傾向は見られず良好な状態であるといえます。



* 環境調査報告書（松阪市）より抜粋。測定地点は、松阪市健康センターと高洲町浦新田



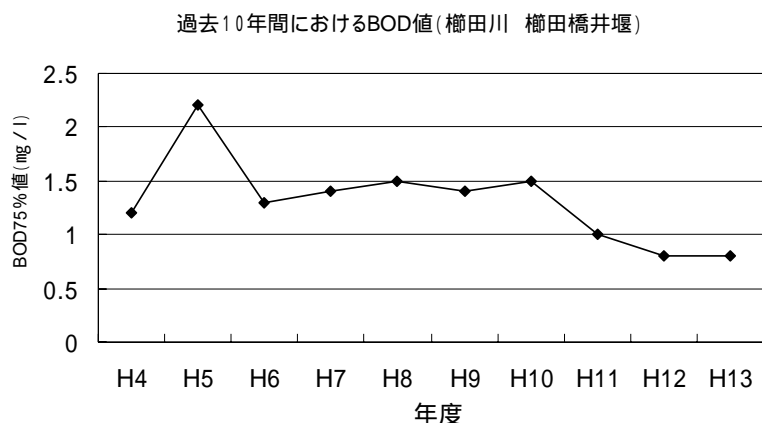
* 環境白書（三重県）より抜粋。測定地点は、第五小学校

《水》

櫛田川

川の汚れの程度を示す代表的な指針である BOD（生物化学的酸素要求量）の値について、環境基準点である櫛田橋井堰（豊原町）における

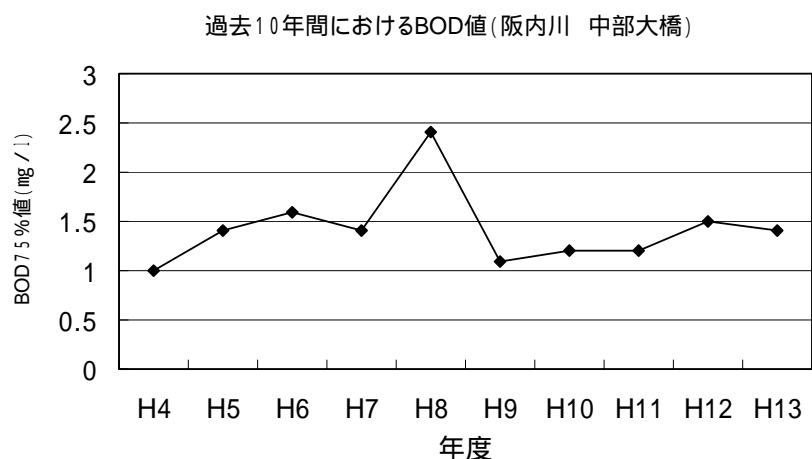
過去10年間の値を見てみると、年度によって数値が高くなっているところもありますが、概ね改善傾向にあるといえます。環境基準も平成6年度以降は達成している状況にあります。(環境基準：BOD 2 mg / l以下)



* 環境調査報告書(松阪市)より抜粋。年間値における環境基準の評価方法は、BOD75%値が基準値を満たすことをもって、環境基準が満たされているとした。

阪内川

環境基準点である中部大橋(田村町)における過去10年間のBODの値を見てみると、年度によって数値が高くなっているところもありますが、概ね良好な状態で推移しています。環境基準も平成8年度を除き達成しています。(環境基準：BOD 2 mg / l以下)



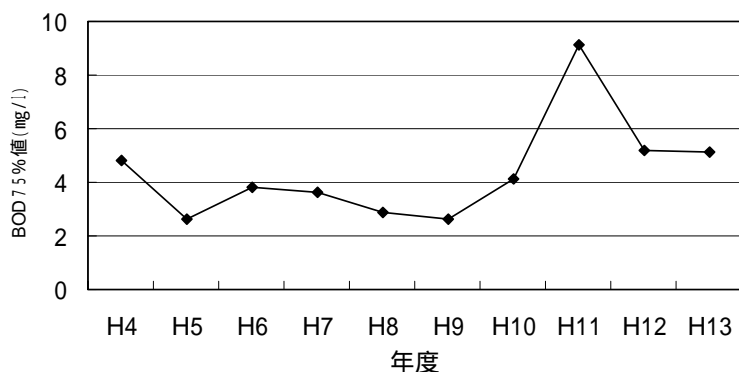
* 環境調査報告書(松阪市)より抜粋。

その他の河川

旧市街地を貫流して流れる金剛川において、その環境基準点である昭和橋(高須町)における過去10年間のBOD値を見てみると、年

度によって多少のばらつきはありますが、概ね良好な状態で推移しています。環境基準も平成11年度を除き達成しています。(環境基準：BOD 8 mg / l以下)

過去10年間におけるBOD値(金剛川 昭和橋)



* 環境調査報告書(松阪市)より抜粋。

他の中・小河川も上記の河川同様に、著しい悪化の傾向はなく横ばいあるいは緩やかな改善傾向にあります。

海

三重県の平成13年度の公共用水域測定結果によると、海の汚れを示す代表的な指針であるCOD(化学的酸素要求量)の値について、松阪港沖は環境基準を達成しており良好な状態といえます。また、松阪市の調査報告書によると、過去10年間の松阪港沖付近のCOD年間値の推移は、年度により多少の増減はあるもののほぼ横ばいの状態となっています。

《動植物》

主に郊外地域を中心として、さまざまな動植物が生息しています。しかし、近年、大型店舗の建設などにより動植物が生きることのできる環境が減少しつつあります。

また、市域には貴重な動植物が住む場所が多数残されています。ほぼ自然林に近い状態で保存されている阿射加神社社そう(境内林)や祓川のタナゴ類、機殿神社のミカドアゲハなどは貴重な動植物でありながら、市民にあまり知られていないのが現状です。

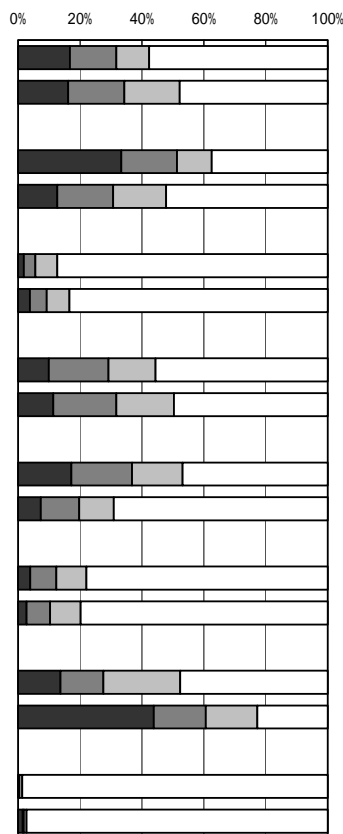
《アンケート調査結果》

市民・小学生・中学生アンケート調査（以下それぞれ「市民」「小学生」「中学生」とします。）では、海や川などの水に関する現状評価と満足度が、「静けさ」、「空気のきれいさ」、「臭い」などの基本項目と比べて低い結果となりました。

一方で、「未来に残すべき特色ある松阪市の環境に関わる資源」として、歴史・文化遺産、緑あふれる公園、豊かな山を抑え、「川（櫛田川、阪内川など）や、海（大口、松名瀬）の豊かな水資源」をあげる市民が最も多く、「今後、よりよい環境をつくっていくための施策として、特に重要だと思われるもの」として、「河川・水辺の保全」をあげる市民が50%近くを占める結果となりました。小学生・中学生に関しても市民同様に、水に対して非常に関心が高い結果となっています。

「未来に残すべき特色のある松阪市の環境に関わる資源とは」に関する市民中学生回答結果（回答方法は、1～3位までを選択する方法）

		市民 問5	1位 (割合)	2位 (割合)	3位 (割合)
		中学生 問7			
1	白猪山、堀坂山などに代表される豊かな山	市	16.7%	15.0%	10.5%
		中	16.2%	18.1%	17.9%
2	川(櫛田川、阪内川など)や、海(大口、松名瀬など)の豊かな水資源	市	33.4%	17.9%	11.3%
		中	12.6%	18.1%	17.1%
3	「不動院ムカデラン群落」など市域に生息する貴重な動植物	市	1.9%	3.7%	7.1%
		中	3.8%	5.5%	7.4%
4	「鈴の森」「森林公園」などに代表される緑あふれる公園	市	10.0%	19.2%	15.2%
		中	11.4%	20.4%	18.5%
5	「御城番屋敷」や「旧小津家住宅」に代表される歴史・文化遺産	市	17.2%	19.6%	16.3%
		中	7.4%	12.4%	11.2%
6	「上殿町・本殿町、射和、中万」に代表される歴史ある町並み	市	3.9%	8.4%	9.8%
		中	2.7%	7.6%	9.9%
7	松阪五大祭(初馬大祭、宣長春まつり、祇園まつり、松阪みなとまつり、氏郷まつり)	市	13.7%	13.9%	24.8%
		中	43.8%	16.8%	16.6%
8	その他	市	0.3%	0.1%	0.9%
		中	1.5%	0.4%	0.8%



2. 生活環境

《公害苦情》

市域で発生する過去10年間の公害苦情件数において、総件数では近年減少傾向にあります。項目別では、野焼きや空地の雑草などの「その他」の項目が他に比べて多く、次いで「騒音」、「水質汚濁」の順になっています。

過去10年間の公害苦情件数

年度	粉じん	ばい煙	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	合計
平成4年度	4	7	9	11	0	7	31	69
平成5年度	2	9	4	12	0	13	17	57
平成6年度	4	14	5	9	0	4	17	53
平成7年度	9	8	5	13	1	8	34	78
平成8年度	11	11	3	12	0	10	24	71
平成9年度	2	22	8	6	2	9	22	71
平成10年度	2	19	3	7	1	7	30	69
平成11年度	0	11	13	15	0	9	28	76
平成12年度	1	1	7	5	0	4	23	41
平成13年度	2	1	4	8	1	1	29	46

* 環境調査報告書（松阪市）より抜粋。

《有害化学物質》

塩素の入ったものを焼却する過程で生じる化学物質であるダイオキシン類（コプラナーPCBを含む）において、平成13年度に松阪市が実施した調査結果によると、大気中に含まれるダイオキシン類（調査地点：松阪市健康センター）、河川に含まれるダイオキシン類（調査河川：櫛田川：櫛田橋井堰、阪内川：五曲橋、金剛川：金剛橋）とも環境基準を達成していました。（なお、三重県の調査では、金剛川で環境基準を上回る結果となっています。）

また、環境ホルモンについては、環境庁（現環境省）の「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」に掲載された65の優先物質を中心に三重県が環境調査を実施しています。平成13年度の調査結果では、界面活性剤の材料として広範囲に利用されているアルキルフェノール類の4-nペンチルフェノールが、阪内川において検出されました。（環境基準値は設定されていません。）

《廃棄物》

一般家庭から収集または持ち込まれるごみの量は、人口の増加に比例して増え続けてきました。しかし、平成12年度より9品目の分別収集業務が実施されたこともあり、平成12年以降は減少傾向にあります。資源物

の回収量も平成13年度は、前年よりもさらに増加しており資源物の分別が徹底されつつあります。しかし、一人あたりの排出量はあまり減っておらず、ごみを出さないライフスタイルも定着していない状況です。

年度別ごみ量 (t/年度)

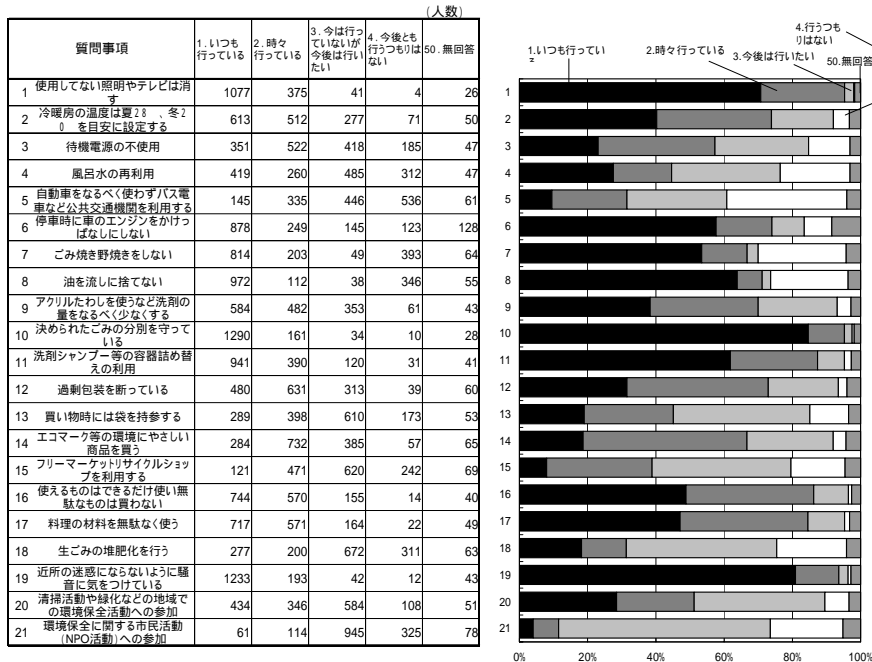
	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
人口	119,983	120,554	121,432	122,164	122,650	123,276	123,307	123,994	124,541	125,292
総ごみ量	47,126	46,503	49,014	50,279	52,323	53,081	54,070	57,879	55,779	54,598
燃えるごみ	38,095	38,166	40,866	42,568	44,418	45,283	46,184	49,975	46,124	44,510
燃えないごみ	6,187	6,011	6,289	6,120	6,253	6,217	6,214	5,789	5,553	4,534
埋立物	2,158	1,577	988	763	839	904	821	1,315	855	630
資源物	686	749	871	828	813	677	851	800	3,247	4,924
排出量kg/日	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.3	1.2	1.2

ごみの不法投棄に関する問題でも、従来の産業廃棄物の不法投棄に加え、家電リサイクル法の施行に伴い、電化製品の不法投棄が問題となっています。

《アンケート調査結果》

市民に関する「普段の生活の中で行っている環境をよくする行動」についての調査結果より、ごみの分別に対する意識は非常に高いことがわかりました。その反面、「買い物袋の持参」や「過剰包装を断る」、「フリーマーケットの利用」など、ごみをださないための取り組みに対する意識が低い結果となりました。

「普段の生活の中で行っている環境をよくするための行動」についての調査結果



3. 快適環境

《歴史・文化遺産》

市内には、国の重要文化財に指定されている来迎寺本堂をはじめ、代々清左衛門を襲名した江戸店持ちの伊勢商人小津家の住宅であった旧小津家住宅(県指定文化財)、40石取りの紀州藩士20人とその家族が住んだ組長屋である御城番屋敷(県指定文化財)など多くの文化遺産があります。

また、重要なものを厳選し、強い規制と手厚い保護を行う従来の指定制度に加え、緩やかな保護措置を講じ、日常生活の中で活用しながら文化財を保存する登録文化財制度に関して、本市では松阪市立歴史民俗資料館(本館・倉庫)、文化財センターが登録有形文化財になっています。

平成15年3月末現在で、136件が文化財に指定・登録されています。

種 別		国指定	県指定	市指定
有形文化財	建造物	1	5	7
	石造美術	0	0	1
	彫刻	4	4	15
	絵画	2	3	7
	工芸・考古	1	7	12
	書籍・典籍・古文書	1	5	19
	登録文化財	3	0	0
記念物	史跡	6	5	12
	名勝	0	2	1
	天然記念物	1	1	2
	無形文化財	0	0	0
民俗文化財	有形民俗文化財	0	0	1
	無形民俗文化財	0	3	5
伝統的建造物群		0	0	0
計		19	35	82

《公園・緑地》

当市の都市公園は、総合公園(松阪公園)、運動公園(中部台運動公園)、地区公園(鈴の森公園)、特殊公園(西山墓園)がそれぞれ1箇所、近隣公園が4箇所、街区公園が189箇所整備されています。(平成14年4月1日現在)この他、都市緑地が4箇所整備されており、これらの整備面積は合わせて1,075,876㎡となっています。

市民一人当たりの公園緑地面積は8.99㎡となり、県平均(7.7㎡平成14年3月31日現在)全国平均(8.4㎡平成14年3月31日現在)を上回っています。

都市公園の配置をみると、住宅団地に街区公園が比較的多く市街地には

少ない現状にあります。また、面積規模の大きな総合公園や運動公園、墓園は南西部の丘陵地に整備されています。

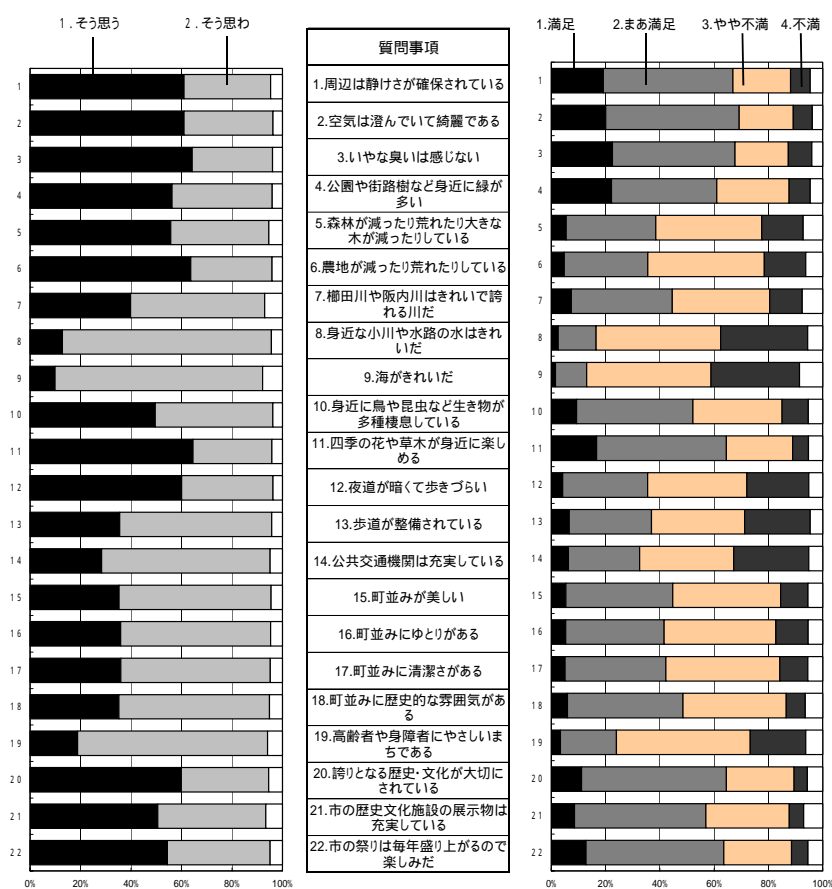
《バリアフリー》

平成14年3月に「松阪市交通バリアフリー基本構想」および「松阪市バリアフリーのまちづくり基本計画」が策定され、松阪駅の徒歩圏内（概ね500m～1km）を重点整備地区として、さまざまな事業が実施されています。

《アンケート調査結果》

市民アンケート調査結果によると、空気や臭い、緑などの自然に関する項目（1・2・3・4・5・6・10・11）に比べて、町並みに関する項目（15・16・17・18）、バリアフリーに関する項目（19）、交通に関する項目（13・14）は現状評価、満足度とも低い結果となっています。また、歴史・文化遺産、祭に関する項目（20・21・22）は現状評価、満足度とも比較的高い結果となっています。

「周辺の環境についての現状評価と満足度」についての調査結果



4．地球環境

《地球温暖化》

地球温暖化は、大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて、温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

特に、1995年以降の高温傾向は顕著で、2001年に発表されたIPPC（気候変動に関する政府間パネル）の第3次評価報告書によると、地球の平均気温は、1995年から2100年までの間に、1.4～5.8 上昇すると予測されています。

気温上昇により、陸地の減少や異常気象の増加、生態系への悪影響など地球規模でその影響を受けることが予測されています。

地球温暖化防止に向け国際的な動きも活発化しています。国際連合は1992年に気候変動枠組条約を策定し、この条約のもとに1997年に行われた地球温暖化防止京都会議（COP3）では、先進各国に対して二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減目標を定めた「京都議定書」が採択されました。この中で日本に義務付けられた温室効果ガス削減目標 2008年から2012年の温室効果ガス平均排出量を1990年レベルから6%削減すること を目標としています。さらに、2001年にモロッコで開催された第7回締約国会議（COP7）では京都議定書の詳細なルールが決められました。

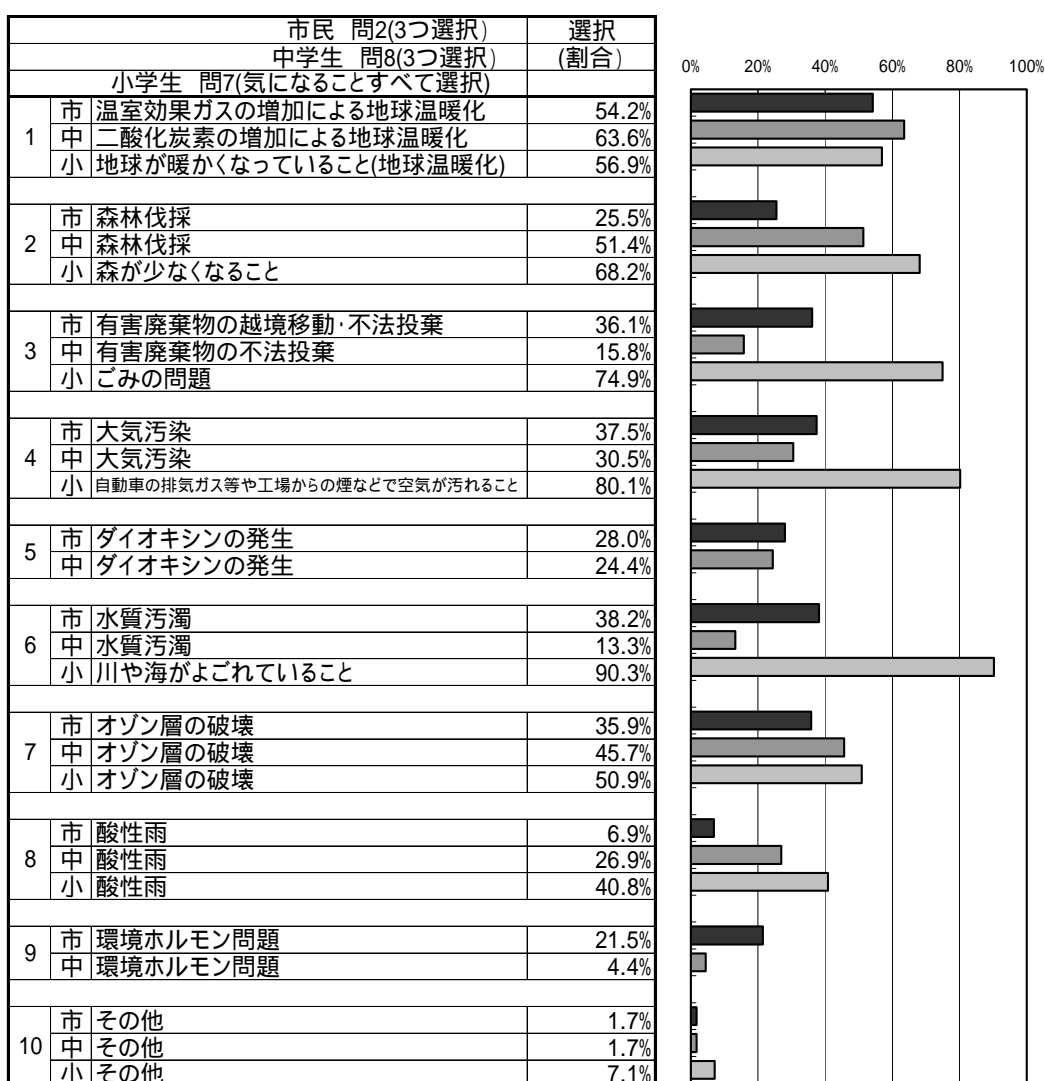
この削減目標に反して、国内における2000年（平成12年度）の温室効果ガス排出量は、13億3200万トンで昨年度比で0.2%の増、1990年比で8%の増加となりました。中でも民生部門において1990年比で23.3%増と産業部門（同年0.9%増）と比較しても著しい増加となっています。

特に、家庭からのCO₂（二酸化炭素）排出量は増加し続けており、1997年一世帯当たりのCO₂排出量は、1965年の2.3倍にもなっています。家庭から直接排出されるCO₂排出量の割合は、日本全体の8分の1にあたる13%（1999年度）です。しかし、家庭関連のCO₂はこれだけでなく、水道や自動車の使用、ごみの焼却などによっても排出されます。このようなものも含めると、家庭の関連したCO₂排出量は日本全体の23%を占めると試算されています。

《アンケート調査》

「最も関心のある地球環境問題」に関して、市民・中学生とも「地球温暖化」が最も関心のある地球環境問題であるという結果となりました。また、小学生においては、空気や水の汚れに関心が集まりましたが、「地球温暖化」に対しても半数以上の子供が選択しています。他にも森林伐採やオゾン層破壊、酸性雨に対しても高い関心を示しており、環境問題に対する意識の高さを表す結果となりました。

「最も関心のある地球環境問題」について市民・小学生・中学生の調査結果



参考資料 1 .

松阪市環境懇話会委員

座長 寺 本 博 美 (松阪大学政策学部教授)

委員 今 井 久 晴 (市民委員)

岩 出 隆 (松阪市立久保中学校校長)

大 西 憲 一 (松下電子部品(株)環境管理課主任)

大 橋 純 郎 (松阪漁業協同組合副組合長)

押 田 優 子 (市民委員)

佐 藤 智 基 (市民委員)

高 橋 保 幸 (松阪大学政策学部教授)

筒 井 弘 佳 (セントラル硝子(株)環境安全課係長)

富 田 靖 男 (元三重県立博物館館長)

西 田 米 一 (JA 松阪営農部園芸特産課長)

橋 本 英 一 (松阪市商店街連合会副会長)

花 山 初 子 (松阪市立朝見小学校校長)

米 田 としゑ (市民委員)

(委員は50音順、敬称略)

参考資料 2 .

松阪市環境懇話会設置要綱

(設置)

第1条 松阪市環境懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌業務)

第2条 懇話会は、当市の生活環境、文化・歴史環境、自然環境の現状と問題点を話し合い、良好な環境の形成に努めるために、環境基本条例の制定を含めた今後の環境行政施策に対し提案・要望をするものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教職員関係者
- (3) 事業者関係者
- (4) 公募市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、施行日より平成15年3月31日までとする。

(座長及び座長代理)

第5条 懇話会に座長を置く。また、必要に応じ座長代理を置くことができる。

- 2 座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、懇話会の進行、とりまとめを行うものとする。
- 4 座長代理は、やむを得ない理由により会議等に出席できない場合に座長に代わって執り行うものとする。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、座長が招集する。

(意見)

第7条 座長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月11日より施行する。

参考資料 3 .

松阪市環境懇話会協議経過

第 1 回

開催日時 平成 14 年 6 月 11 日 (火) 午後 3 時 20 分より
開催場所 市役所 5 階 特別会議室
協議内容 ・ 当市の環境について感じる事

第 2 回

開催日時 平成 14 年 7 月 29 日 (月) 午後 2 時より
開催場所 市役所 5 階 特別会議室
協議内容 ・ 「新松阪市総合計画」について
・ 環境に関するアンケート調査について

第 3 回

開催日時 平成 14 年 8 月 29 日 (月) 午後 2 時より
開催場所 市役所 5 階 特別会議室
協議内容 ・ 環境に関するアンケート調査の調査事項について

第 4 回

開催日時 平成 14 年 9 月 20 日 (金) 午後 2 時より
開催場所 市役所 5 階 特別会議室
協議内容 ・ 環境に関するアンケート調査の調査事項について
・ 歴史・文化環境と景観の問題について
・ 環境基本条例について

第 5 回

開催日時 平成 14 年 10 月 28 日 (月) 午後 2 時より
開催場所 市役所 5 階 特別会議室
協議内容 ・ 環境教育について

第 6 回

開催日時 平成 14 年 11 月 28 日 (木) 午後 3 時より
開催場所 市役所 5 階 特別会議室
協議内容 ・ 環境ホルモンとその影響について

第7回

開催日時 平成14年12月24日(火) 午後2時より
開催場所 市役所 5階 特別会議室
協議内容 ・環境に関する市民・事業所アンケート調査結果について

第8回

開催日時 平成15年1月24日(金) 午後2時より
開催場所 市役所 5階 左側第1・2会議室
協議内容 ・環境に関する小学生・中学生アンケート調査結果について
・提言書について

第9回

開催日時 平成15年2月21日(金) 午後2時より
開催場所 市役所 5階 特別会議室
協議内容 ・提言書について
・環境に関するアンケート調査報告書について